

大阪府国民保護計画のあらまし

第1編 総論

総則 (第1章)

- ◆ 目的・対象
 - ・ 国籍を問わず府域に在る者すべて
- ◆ 保護措置の流れ
- ◆ 計画策定の流れ
- ◆ 計画の位置付け
 - ・ 基本的枠組みを規定
 - ・ 別途「実施マニュアル(仮称)」を作成
- ◆ 計画の見直し
 - ・ 不断の見直しを行う

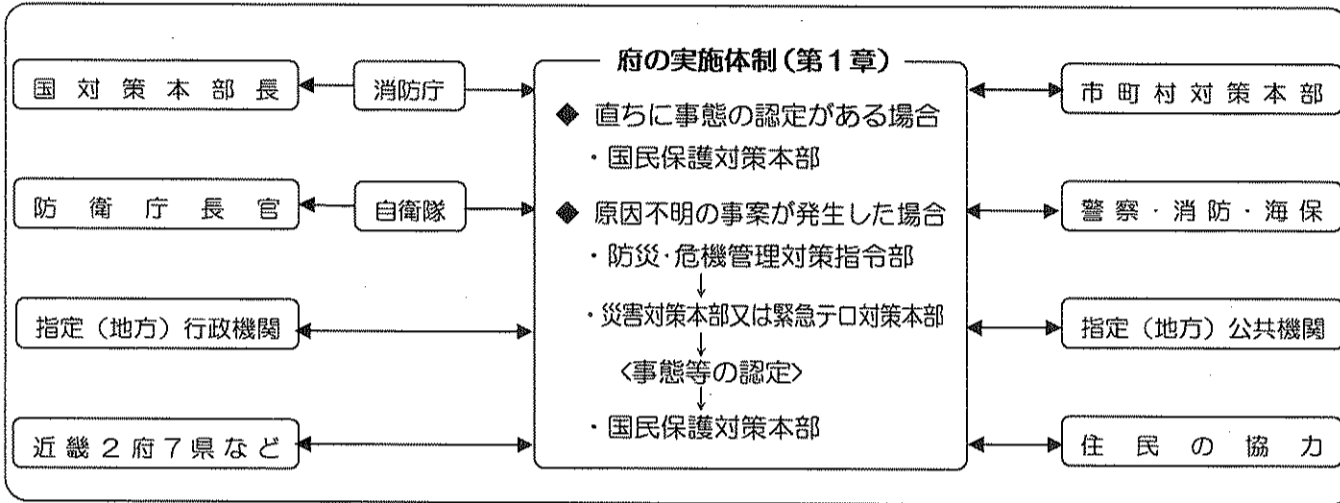
基本方針 (第2章)

- ◆ 項目
 - ・ 基本的人権の尊重
 - ・ 権利利益の迅速な救済
 - ・ 国民に対する情報提供
 - ・ 情報の共有化・連携協力の確保
 - ・ 国民の協力
 - ・ 指定(地方)公共機関の自主性尊重
 - ・ 高齢者・障害者・外国人等への配慮
 - ・ 保護措置従事者の安全確保
 - ・ 地域防災計画等の蓄積の活用

事態想定 (第5章)

- ◆ 基本指針で想定されている事態
 - ・ 武力攻撃事態(4類型)
 - ・ 緊急処理事態(4事態例)
- ◆ 府域における事態の想定
 - ・ 4類型・4事態例を対象とするが、特にゲリラ・特殊部隊による攻撃や緊急処理事態に留意
 - ・ 引き続き関係機関と連携して研究

第2編 武力攻撃事態等への対処



避難 (第2章)

警報・緊急通報

- ◆ 市町村長が同報系防災行政無線(サイレン)等を用いて住民に伝達
- ◆ 地域住民・関係団体の協力を得て、高齢者・障害者・外国人に伝達する方法の具体例を規定

避難指示・退避指示

- ◆ 避難先(府域内の場合・府域外の場合など)に応じた避難指示の実施
- ◆ 武力攻撃4類型やNBC攻撃など、事態に応じた避難指示の実施(避難先までの距離、避難までの時間的余裕を踏まえ設定)

避難誘導

- ◆ 市町村長が、避難実施要領を作成し、それに基づき住民を避難誘導
- ◆ 市町村は、あらかじめ避難実施要領のパターンを作成

救援 (第3章)

救援の実施

- ◆ 知事・政令市長が、法令で定められた救援を実施
- ◆ 実施にあたり、府は、市町村など関係機関と連携
- ◆ 医療活動は、現地医療対策・後方医療対策などについて規定
- ◆ 地域防災計画等の取組みを活用することを基本とし、国民保護特有の取組みについては具体的に記載
例：NBC攻撃を受けた際の医療活動

安否情報の収集・提供

- ◆ 政令で定められた方法により実施
- ◆ 実施にあたっては、個人情報やプライバシーの保護に配慮

災害対処 (第4章)

災害対処の実施

- ◆ 各機関が、それぞれの所管業務を関係法令に基づき実施
- ◆ 救助・救急活動にあたっては、必要に応じて、関係機関による連絡会議を設置
- ◆ NBC攻撃による災害への対処は、国を中心に、要請を受けた知事が、自ら又は関係機関に協力要請して、汚染拡大防止措置等を実施

施設の安全確保

- ◆ 生活関連等施設
 - ・ 知事等が安全確保措置の実施を要請し、施設管理者が警備を強化
- ◆ 危険物質取扱所
 - ・ 知事等が、使用停止、製造禁止、所在場所変更などを命令
- ◆ 石油コンビナート
 - ・ 府石油コンビナート等防災計画に基づき対処
- ◆ 原子力事業所
 - ・ 府地域防災計画(原子力災害編)に基づき対処

第3編 平素からの備え

組織・体制

- ◆ 相互応援協定の締結などにより広域応援体制を整備
- ◆ 市町村間の連携の確保
- ◆ 住民に対する広報・啓発
- ◆ 住民参加型の訓練の実施
- ◆ 関係機関・団体と連携した備蓄

避難

- ◆ 避難実施要領のパターン事前作成
- ◆ 警報等の伝達先との連絡網の整備
- ◆ 避難施設の指定(指定対象施設の類型、指定手順等を規定)
- ◆ 運送事業者の輸送力の把握
- ◆ 運送経路の確認

救援

- ◆ 府と市町村の救援についての役割分担を調整
- ◆ 安否情報の収集・提供に係る府の体制整備と市町村の体制把握

災害対処など

- ◆ 被災情報の収集・連絡体制の整備
- ◆ 生活関連等施設(危険物質取扱所を含む)の把握と連絡網の整備
- ◆ 赤十字標章・特殊標章の交付・管理

第4編 復旧等

施設の応急復旧

- ◆ ライフラインなどを応急復旧

武力攻撃災害の復旧

- ◆ 国の方針に従って本格的復旧

費用の支弁等

- ◆ 損失・損害補償、損失補てん等

権利利益の救済手続

- ◆ 救済手続の窓口設置・文書保存